



小佐井 賀瑞宜 議員

質問
1

政令市に向けた特別支援教育（※10）について
発達障がい児支援は専門的・学校設置と地域学校内での強化策が急務とを感じるが今後のビジョンと具体的措置を示せ。

答弁

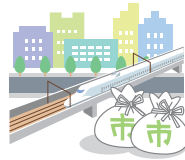
受入れ体制の充実や教職員の専門性の向上、就学相談を充実していく。市立の特別支援学校は、できるだけ早期に方針を決定したい。

質問
2

政令市移行後の財政見通しについて
財政見通し影響額は県との協議を経てどの様に変動が生じたか。また留保財源（※14）の活用方針について見解を問う。

答弁

平成30年度までで総額253億円の留保財源が見込まれ、合併町を含む市全域において政令市にふさわしいまちづくりに活用したい。



用語解説

※10 特別支援教育 障がいのある幼児・児童・生徒が自立し、社会参加するための力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※14 留保財源 各地方公共団体で、独自の財政需要に充てられるべき財源。

市の仕事と議会の役割

熊本市では、約73万人の市民が安心して快適に暮らしていけるように、日常生活を営むために欠くことができない福祉・教育・道路・上下水道などのさまざまな事業に取り組んでいます。

熊本市議会の役割は、選挙で選ばれた市民の代表である議員の合議によって、市の仕事の進め方や方向性などを決定したり市の仕事が適切に行われているかを監視したりすることにより、市民の意思を市政に十分に反映させていくことにあります。市議会は市民の生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていく大事な役割を担っています。

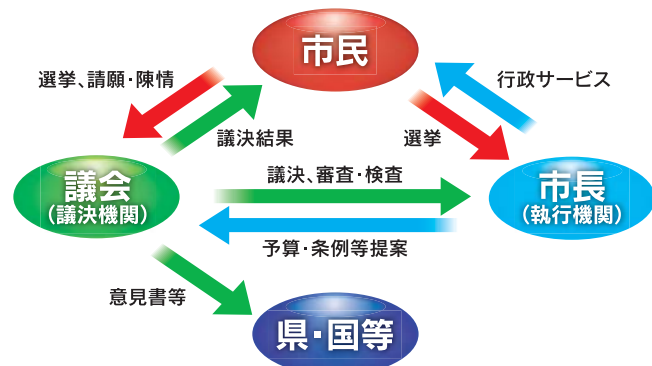
議会と市長

毎日わたしたちが生活している熊本市を、快適で住みよいまちにしていこうためにはどうすればいいか——市民みんなが自分たちで考え、話し合い、そうして決められたことを自分たちの手で実行していくことが大切です。しかし、市民全員が集まって話し合いを行うことは困難ですから、代表者を選びます。その代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は、市民みんなの意見を市の仕事（市政）に取り入れるため、市議会を開催して、市民生活のいろいろな問題についてくわしく話し合い、それをどう処理すべきかを決めています。このため、市議会は議決機関と呼ばれています。

一方、市長は、市議会の決めたことに基づいて、実際の市政を進めていきます。このため、市長は執行機関と呼ばれています。

選挙によって直接選ばれた市議会と市長の関係は、二代表制としてお互い独立した立場に立ち、議会という話し合いの中で考えを出し合いながら、市民生活の向上に努めています。



議会の権限

議決

市政を進めていく上での重要なことは、市議会が決定します。つまり、市議会が熊本市の意思を決めているのです。これを「議決」といいます。

そのおもな項目は次のとおりです。

- ・条例の新設、改正、廃止をすること。
- ・予算を決めること。
- ・決算を認めること。
- ・市の税金、使用料、手数料などに関すること。
- ・3億円以上の工事やものをつくる契約を締結すること。
- ・副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意を与えること。

このほか、議長や副議長の選挙、特別委員会の設置など、市議会内部のことを決定することもあります。

市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか市の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘することが市議会の大切な仕事です。

本会議で、各議員が質問を行うこと、また、委員会で報告を受けたり、質問を行うことでも市政をチェックしています。

選挙権・同意権

議会の議長、副議長や選挙管理委員などを選挙したり、副市長、

教育委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。

検査権及び監査請求権

市長やその他の執行機関の行う市の事務管理や金銭の出納などが、市民の期待どおりに公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限です。

議会は、市の仕事にかかる書類や計算書を検閲することなどにより、状況を検査することができます。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。そして、不当な事実があれば執行機関の責任を問いたすことになります。

調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について議会独自に調査を行う権限です。

調査にあたっては、強制力が与えられ、議会は、関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

意見書提出権

本来は、市の仕事ではなくとも、市に深い関わりのあることについて、国や、県などの関係行政庁に対して意見を提出し、議会としての意思表明をすることができます。

請願・陳情について

請願について

請願を行うにあたっては、地方自治法第124条の規定により、1名以上の議員の紹介により請願書を提出することとなっています。

請願書には…

- ・紹介議員1名以上の記名（押印）が必要です。
- ・請願書には、請願の題名(件名)、主旨、提出年月日、請願者の住所・氏名および請願者の押印が必要です。
- ・請願者が法人の場合には、法人名、事務所の所在地および代表者の氏名を記載のうえ、法人印および代表者印を押印してください。
- ・請願書は邦文を使用し、請願の主旨は、できるだけ平易な文章で簡潔に記載してください。

なお熊本市議会では、提出された請願を関係常任委員会に付託し、委員会で特に論議のあったものは委員長報告に記載するとともに、採決（採択、あるいは不採択）を行います。

陳情について

陳情は請願に類似した性格のものですが、法的根拠がないため、紹介議員は必要ありません。陳情の書式や必要事項等は特に定めはありませんが、紹介議員が必要でないことのほかは、なるべく請願に準じて作成してください。

なお熊本市議会に提出された陳情は、議長より関係常任委員会に参考送付され、委員会で特に論議のあったものについては委員長報告に記載していますが、採決（採択、あるいは不採択）は行いません。

請願・陳情の主旨説明について

「請願・陳情」は、書面上でその主旨・内容を記載するのが基本ですが、内容を補足する手立てとして、「請願・陳情の主旨に関する補足説明」を行うことができます。

補足説明を行うには請願書・陳情書提出の際に、補足説明を行いたい旨をお申し出ください。後日、請願・陳情の取り扱いが決定次第、事務局より日時等をご連絡します。

本会議

議員全員が議場に集まって会議をするのが「本会議」です。

本会議は、市議会の最終的な意見を決めたり、質問を行って市政をチェックしたりする大切な会議で年間4回定期的に開催される「定例会」と、必要に応じ開催される「臨時会」があります。